

# J I S等原案作成マニュアル

令和元年7月

経済産業省産業技術環境局産業標準調査室

はじめに

本マニュアルは、産業標準化法（以下「法」という。）に基づくJISの制定、改正又は廃止（以下「制定等」という。）をする予定の原案作成団体等が、JIS原案を作成する際の遵守すべき留意点をまとめたものです。また、標準仕様書（TS）及び標準報告書（TR）の提案の際の留意点も記載しています。

JIS制定等までの基本的な手続きの流れは、図1のとおりです。手続きの段階ごとの確認事項を、原案作成団体等が、検討段階から留意することにより、JIS制定等の手続きを円滑に進めることができます。具体的には、主務大臣に法第12条等に基づく申出（以下「申出」という。）を行う時点で、日本産業標準調査会（JISC）での審議方法等を定めた「産業標準案等審議・審査ガイドライン」に適合させるため、原案作成団体等は、当該ガイドラインに基づいた本マニュアルに従ってJISの原案作成を実施することを推奨します。

なお、本マニュアルは、主務大臣が経済産業大臣の場合を中心に記載しています。このため、主務大臣が異なる場合には、手続き等が異なる場合がありますのでご注意ください。

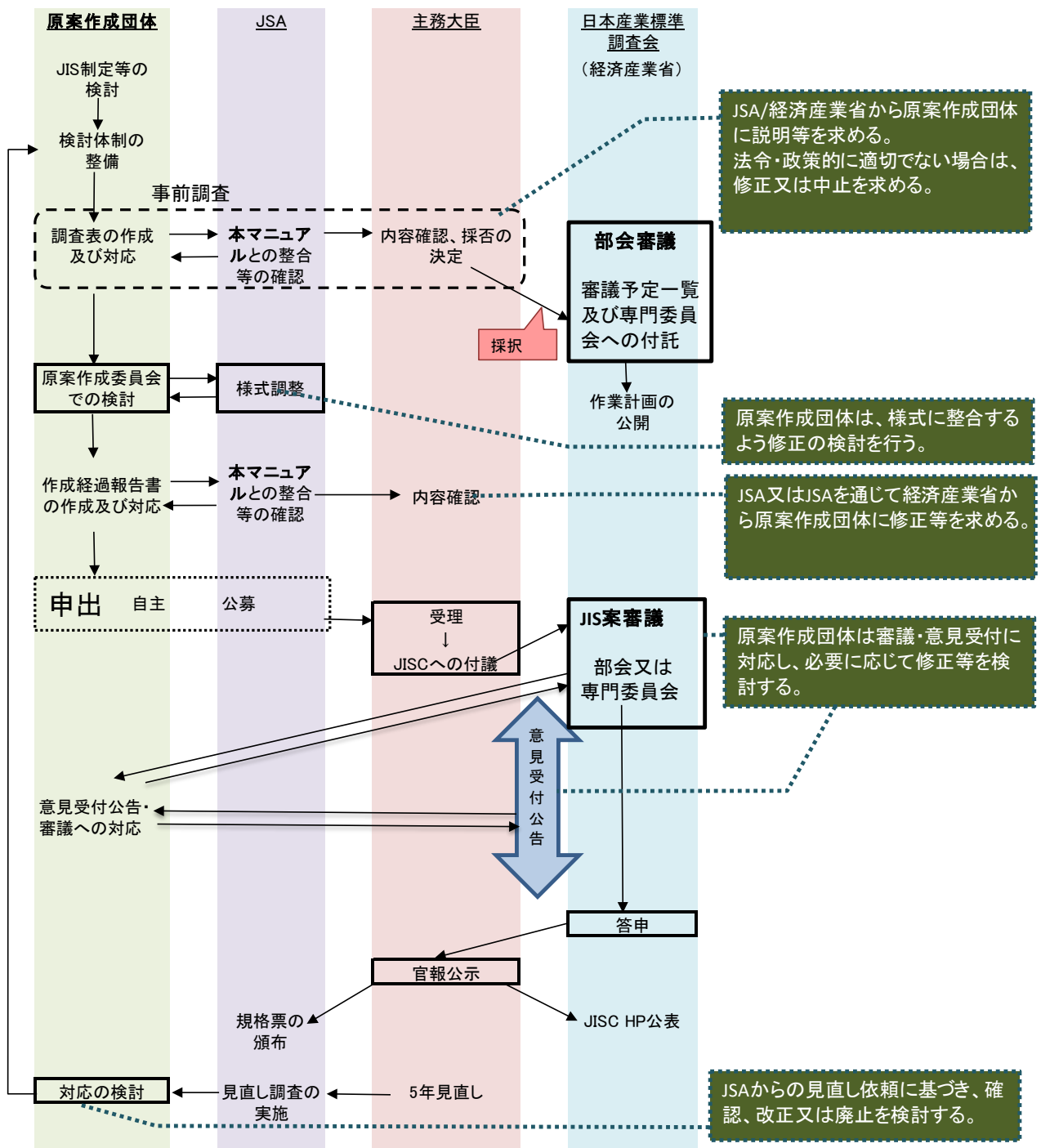


図1 JIS制定等に係る役割分担と流れ（経済産業省に申出を行う場合）

# I. J I S 原案の作成

## 1. J I S 制定等の検討を始める前に

1-1 J I S としての要件確認【経済産業省標準化等委託事業で原案を作成する場合は、本項を省略してください。】

主務大臣が J I S の制定等を行うには、法第 11 条に基づき J I S C の議決が必要となります（認定産業標準作成機関（以下「認定機関」という。）が J I S 案を作成する場合を除く。）。J I S C では、「産業標準案等審議・審査ガイドライン」に沿って、法第 1 条の目的及び法第 2 条の事項に該当しているか否かを審議します。原案作成団体等は、後述の事前調査段階で、以下の手順により、作成しようとしている J I S 原案が適切か否かを確認してください。

法第 1 条 この法律は、適正かつ合理的な産業標準の制定及び普及により産業標準化を促進すること並びに国際標準の制定への協力により国際標準化を促進することによって、鉱工業品等の品質の改善、生産能率の増進その他生産等の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(1) 国家標準とすることの妥当性の判断基準に該当しているか。

国家標準とすることの妥当性の判断基準（産業標準案等審議・審査ガイドライン 別紙 1）

以下の 1. のいずれかに該当し、かつ、2. のいずれにも該当しない場合、国家標準として定めるに足る内容を確保しているものと判断する。

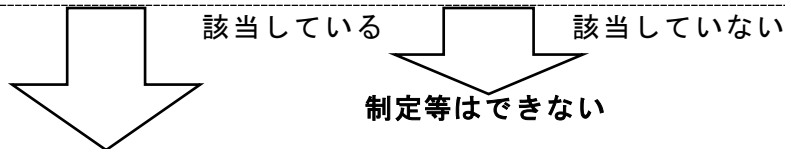
1. 産業標準化の利点があると認める場合

- ア. 品質の改善若しくは明確化、生産性等の向上又は産業の合理化に寄与する。
- イ. 取引の単純公正化又は使用若しくは消費の合理化に寄与する。
- ウ. 相互理解の促進、互換性の確保に寄与する。
- エ. 効率的な産業活動又は研究開発活動の基盤形成に特に寄与する。
- オ. 技術又は役務の普及発達又は国際産業競争力強化に寄与する。
- カ. 消費者保護、環境保全、安全確保、高齢者福祉その他社会的ニーズの充足に寄与する。
- キ. 国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する。
- ク. 中小企業の振興に寄与する。
- ケ. 基準認証分野等における規制緩和の推進に寄与する。
- コ. その他、部会又は専門委員会が認める産業標準化の利点

2. 産業標準化の欠点があると認める場合

- ア. 著しく用途が限定されるもの又は著しく限られた関係者間で生産若しくは取引されるものに係るものであり、産業標準化の利点に勝る。
- イ. 技術又は役務の陳腐化、代替技術の開発、需要構造の変化等によってその利用が縮小しているか、又はその縮小が見込まれる。

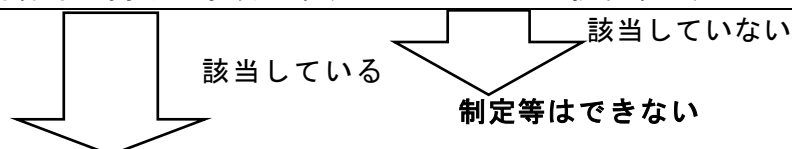
- ウ. 標準化すべき内容及び目的に照らし、必要十分な規定内容を含んでいない。また、含んでいる場合であっても、その規定内容が現在の知見からみて妥当な水準となっていない。
- エ. 当該案の内容及び既存の J I S との間で著しい重複又は矛盾がある。
- オ. 対応する国際規格が存在する場合又はその仕上がりが目前である場合であって、当該国際規格等との整合化について、適切な考慮が行われていない。
- カ. 対応する国際規格が存在しない場合、当該 J I S の制定又は改正による、輸入又は役務提供海外事業者の国内参入への悪影響について、適切な考慮が行われていない。
- キ. 原案中に特許権等を含む場合であって、特許権者等による非差別的かつ合理的条件での実施許諾を得ることが明らかに困難である。
- ク. 原案が海外規格（ I S O 及び I E C が制定した国際規格を除く。）その他他者の著作物を基礎とした場合、著作権に関する著作権者との調整が行われていない。
- ケ. 技術又は役務が未成熟等の理由で、 J I S とすることが新たな技術開発を著しく阻害する恐れがある。
- コ. 強制法規技術基準・公共調達基準との関係について、適切な考慮が行われていない。
- サ. 産業標準化法の趣旨に反すると認められるとき。



(2) 標準化しようとしている適用範囲、対象となる鉱工業品等が、法第 2 条の次に掲げる事項のいずれかに該当しているか。

(法第 2 条抜粋)

1. 鉱工業品<sup>注1)</sup>の種類、型式、形状、寸法、構造、装備、品質、等級、成分、性能、耐久度又は安全度
2. 鉱工業品<sup>注1)</sup>の生産方法、設計方法、製図方法、使用方法若しくは原単位又は鉱工業品の生産に関する作業方法若しくは安全条件
3. 鉱工業品<sup>注1)</sup>の包装の種類、型式、形状、寸法、構造、性能若しくは等級又は包装方法
4. 鉱工業品<sup>注1)</sup>に関する試験、分析、鑑定、検査、検定又は測定の方法
5. 鉱工業の技術に関する用語、略号、記号、符号、標準数又は単位
6. プログラムその他の電磁的記録<sup>注2)</sup>の種類、構造、品質、等級又は性能
7. 電磁的記録の作成方法又は使用方法
8. 電磁的記録に関する試験又は測定の方法
9. 建築物その他の構築物の設計、施工方法又は安全条件
10. 役務<sup>注3)</sup>の種類、内容、品質又は等級
11. 役務<sup>注3)</sup>の内容又は品質に関する調査又は評価の方法
12. 役務<sup>注3)</sup>に関する用語、略語、記号、符号又は単位
13. 役務<sup>注3)</sup>の提供に必要な能力
14. 事業者の経営管理<sup>注4)</sup>の方法
15. 前各号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定める事項<sup>注5)</sup>



注<sup>1)</sup> 医薬品、農薬、化学肥料、蚕糸及び農林物資（日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第2条第1項に規定する農林物資をいう。第10号において同じ。）を除く。）

注<sup>2)</sup> 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。（以下単に「電磁的記録」という。）

注<sup>3)</sup> 農林物資の販売その他の取扱いに係る役務を除く。

注<sup>4)</sup> 日本農林規格等に関する法律第2条第2項第2号に規定する経営管理の方法を除く。

注<sup>5)</sup> 15. は、現時点では整備されていません。上記1. ～14. 以外のJISを制定したい場合は、ご相談ください。

(3) 「①国が主体的に取り組む分野」に該当するか、又は①に該当しないものは「②市場適合性」に該当するか。

① 国が主体的に取り組む分野の判断基準（産業標準案等審議・審査ガイドライン 別紙2）

下記のいずれかに該当する分野は、国が主体的に取り組むものとする。

1. 基礎的・基盤的分野

- ・用語・記号等であって共通的な理解を促進するために不可欠な規格
- ・幅広い関係者が活用する統一的な方法を定める規格

2. 消費者保護の観点から必要な分野

不良品の購入・使用、電磁的記録の不良、役務の不良等により消費者に大きな不利益をもたらすおそれがあり、消費者保護の観点から必要な規格

3. 強制法規技術基準、公共調達基準等に引用される規格

安全等に係わる強制法規技術基準、公共調達基準等で幅広く引用されているもの、又は引用されることが予想されるものであって、標準化することにより公共の利益の確保につながる規格

4. 国の関与する標準化戦略等に基づき、国際規格提案を目的としている規格

国の関与する標準化戦略等に基づき、国の委託・補助事業で開発される規格及びISO/IECデレクティブによる迅速法などにより提案しようとする規格

② 市場適合性に関する判断基準（産業標準案等審議・審査ガイドライン 別紙3）

下記のいずれかの項目に該当する場合は、市場適合性を有しているものと判断する。

1. 国際標準をJIS化するなどの場合

- ・ISO、IEC等で発行された国際標準又は審議中の国際標準案をJIS化する場合
- ・既にISO、IEC等において新業務項目として採用されているか又は採用されることが明らかであって、国際標準案としてISO、IEC等に提案する場合

2. 関連する生産統計等（公的機関、工業会、消費者団体等が公表しているもの）によって、市場におけるニーズが確認できる場合、又は将来において新たな市場獲得が予想さ

れる場合

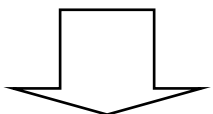
3. 民間における第三者認証制度に活用されることが明らかな場合

※この場合は、第三者認証制度の活用について、生産者（又は電磁的記録作成事業者、役務提供事業者若しくは経営管理の方法を用いることが見込まれる事業者。（以下、単に「生産者等」という。））、及び使用・消費者の合意が得られていること。

4. 各グループ（生産者等及び使用・消費者、又はグループを特定しにくいJIS（単位、用語、製図、基本的試験方法等）にあつては中立者）の利便性の向上が図られる場合

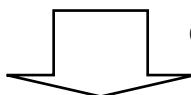
①に該当する

又は①に該当しないが②に該当する



原案作成を進めてください

①及び②に該当しない



標準仕様書（TS）又は標準報告書（TR）として公表できる可能性があります。

（TSの場合3年以内に市場適合性を確認することが必要となる。）

## 1-2 知的財産権の扱い

特許権等の工業所有権及び著作権について、以下のように取り扱っています。原案作成を開始する前に、知的財産権の取扱いについて合意できるかどうかを確認してください。

### a. 特許権等の取扱い

JISの技術内容に特許権等〔特許権（出願公開後のものを含む。）〕、実用新案権〕を含む場合、特許権等の権利者又は出願人が「いかなる者に対しても非差別かつ合理的条件で当該特許権等の実施を許諾する」旨の声明書が提出されれば、制定等ができます。

したがって、原案作成時に特許権等の調査を行い、特許権等がある場合、特許権者等から声明書の提出が可能かどうかを確認してください。

（詳細は、『特許権等を含むJISの制定等に関する手続きについて』を参照）

### b. 著作権の取扱い

原案作成団体等からの申出又は国からの標準化等委託事業（詳細は委託契約書を確認のこと。）によって制定等されたJISは、原則、原案作成団体に著作権が帰属します。

しかしながら、公共的なJISの法目的から、原案作成団体等からの申出又は委託契約に基づく成果物の提出に当たって著作権の一部の権利を制限することが必要であり、著作権の扱いに関する確認書を提出していただくこととしています。（詳細は、「日本産業規格等に関する著作権の取扱い方針について」を参照）

なお、JIS原案を作成する際に、その基とする規格等が存在する場合は以下の注意が必要です。ご留意ください。

#### （1）既存JISを基礎とする場合

既存のJISに著作権者がいます。事前許諾は原則として必要ありませんが、既存のJISの著作権者（原案作成団体）に事前に連絡・調整していただくことを推奨します。これを修正等して申出する際には、修正した部分に関する2次著作権が申出の原案作成団体に発生することとなります。

#### （2）国際規格（ISO/IEC）を基礎とする場合

原著作権者はISO/IECです。JISに採用する場合は国際機関に対する事前

許諾及びロイヤリティは原則として必要ありませんが、当該国際規格の国内審議団体等には事前に連絡・調整していただくことを推奨します。当該国際規格を基礎として翻訳等して申出する場合は、翻訳などの2次著作権が申出の原案作成団体に発生することとなります。

### (3) ISO/IEC以外の海外規格を基礎とする場合

ISO/IEC以外の海外規格についても、通常は標準化機関が著作権を有しており、当該海外規格を基礎としてJISを作成する場合には、事前許諾やロイヤリティが必要となります。したがって、申出に当たって、原案作成団体は当該海外標準化機関と著作権利用に関して合意できるようあらかじめ調整しておくことが必要です。なお、特定の海外標準化機関との間では、あらかじめ著作権利用に関しルールが合意されている場合もありますので、JIS担当部署にお問い合わせください。当該海外規格を基礎として翻訳等して申出する場合は、翻訳などの2次著作権が申出の原案作成団体に発生することとなります。

## 2. 検討体制を整備するに当たって

JIS原案作成においては、全ての実質的な利害関係を有する者の意向を十分に反映させることが必要です。

「産業標準案等審議・審査ガイドライン（以下単に「ガイドライン」という。）」（別紙6）では、原案作成委員会の構成等を定めています。実質的な利害関係を有する者の意向を適正に反映するため、当該ガイドラインに示された事項に沿って、原案作成委員会を構成してください。特に、ガイドライン別紙6の3. 利害関係者の参加については、次の事項を遵守してください。

#### ① 関係省庁の参加

法令若しくは調達基準への引用又はこれらと政策的に関連が深い場合、関係する省庁から原案作成の了解を得ること。また、必要に応じて委員又は関係者として参加させること。

#### ② JISマーク関係者の参加

JISマーク表示認証取得者が存在する場合、JIS登録認証機関協議会〔JIS CBA。事務局：一般財団法人日本規格協会（JSA）〕に要請し、原則として中立委員として参加させること。

また、次の場合には、JIS CBAに対して、委員として参画の意思を確認する。

－ JISマーク表示認証取得者が存在しないが、登録認証機関が存在する場合。

－ 制定又は改正であって、JISマーク表示認証が想定される場合。

また、改正の場合、既存JISの原案作成委員会の委員構成を参考にして、取引・使用の実情に合わせて、利害関係を有する者を選定してください。原案作成委員会において、実質的な利害関係を有する各グループ〔生産者等、使用・消費者及び中立者（必要に応じて販売者を含めてもよい。）〕に属する者の参加を求めてください。

なお、ガイドライン別紙6の2. に委員の資格として「組織を代表して意見を反映し得る者」とあることを踏まえ、原則として1組織から1名の委員で原案作成委員会を構成してください。

なお、直接商取引に関係しないテーマについても極力この考え方を準用してください。



## 原案作成委員会の構成等（産業標準案等審議・審査ガイドライン 別紙6）

直接商取引に係る J I S の原案作成委員会は、各グループ等からの代表委員で構成されている。なお、直接商取引に係らないものについても極力この考え方が準用されている。

### 1. J I S 原案作成委員会の委員構成

新たに原案作成委員会を設置するときは、全ての実質的な利害関係を有する者の意向を適正に反映させるため、その構成は各グループ（生産者等<sup>注</sup>）、使用・消費者及び中立者）に属する者が含まれるようにし、かつ、各グループに属する委員の人数が原案作成委員会に属する委員の人数の半数を超えないようにしなければならない。また、必要に応じて、関係当事者（販売者、省庁（業所管、法令担当）等、J I S 登録認証機関協議会など）の参加を求めること。

ただし、直接商取引に係らず、グループを特定しにくい J I S（単位、用語、製図、基本的試験方法等）の原案作成委員会を設置する場合に限り、代表委員全てを中立者として委員構成をしてもよい。

<sup>注</sup> 電磁的記録の場合にあっては、電磁的記録の作成事業者、  
役務の場合にあっては、役務の提供事業者（以下同じ）

### 2. 委員の資格

- ①商品（又は電磁的記録、役務若しくは経営管理の方法）、用語、試験（又は評価）方法等原案の対象となる事項について広い知識を有し、かつ、豊富な技術的・専門的経験を有する者
- ②関係 J I S 及び関係国内外規格等関係規格の内容に精通している者
- ③各グループ又は関係当事者としての立場から、組織を代表して意見を反映し得る者

### 3. 利害関係者の参加

国の内外を問わず、利害関係者からの委員会への参加要請があった場合は、透明性確保の観点を踏まえ、少なくともオブザーバとして参加させる。

## 3. 事前調査及び様式調整

### 3-1 事前調査

J I S C 審議の効率化に資するため、原案作成に着手する前に（経済産業省標準化委託事業の場合は、当該年度に J I S 原案作成を行う前に）、主務大臣の J I S 担当窓口<sup>注1</sup>）に対して調査表を提出し、確認を受けてください。提出に際しては、「1. J I S 制定等の検討を始める前に」及び「2. 検討体制を整備するに当たって」に沿って、以下の点に留意して記入してください。

- ① 産業標準案の番号及び名称、主務大臣など [規格番号、名称（和文及び英文）、主務大臣など]
- ② 制定・改正の内容等に関する事項 [制定・改正の必要性及び期待効果、規定項目（又は改正箇所と改正点）など]
- ③ 産業標準化法等への適合（法2条の該当事項など）
- ④ 原案作成に関する事項（期間、原案作成団体名、原案作成委員会の構成など）
- ⑤ 提案原案の著作権に関する情報
- ⑥ 国際流通への影響に関する事項（対応国際規格番号、整合コード、制定・改正が輸入に悪影響を及ぼさない理由など）
- ⑦ J I S マーク表示認証などとの関係（認証取得者又は登録認証機関の有無など）

- ⑧ 生産状況等（年間生産量、工場数、輸出入量など）
- ⑨ その他（類似 J I S の有無など、法令・公共調達への引用、特許権等知的財産の有無など）

J I S 担当窓口<sup>注 3)</sup>では、調査表を確認し、原案作成を進めて問題ない場合は、審議予定を J I S C の部会で審議・議決するとともに、W T O / T B T 協定に基づく作業計画、J I S 原案作成に関する情報提供（原案作成団体の名称を含む。）<sup>注 4)</sup>を J I S C の W E B サイトで公表<sup>注 5)</sup>します。

注 3) 経済産業省の場合、委託事業により J S A に提出してください。J S A における確認の結果、記載内容に不備等がある場合は、J S A の指示に従い修正等をしてください。その後、経済産業省が調査表の内容につき確認（必要に応じてヒアリング）を行います。事前調査についての詳細は、J S A の W E B サイトをご覧ください。

注 4) この公表に基づき、利害関係人は、原案作成委員会に対して書面で意見陳述を行うことができます。

注 5) U R L : <https://www.jisc.go.jp/jis-act/plan-ref.html>

### 3-2 様式調整

J I S として適切な規定とし、国際規格とも整合させるため、原案作成期間中（原案作成開始から申出までの間）<sup>注 6)</sup>に、J S A による J I S Z 8301（規格票の様式及び作成方法）に基づく様式調整を実施します。様式調整の時期については、原案作成団体と J S A との間で、事前調査の段階で合意していただきます。

注 6) 経済産業大臣以外の主務大臣専管となる場合は、原則として申出後に行うこととなりますが、迅速化の観点から、原案作成期間中に J S A の様式調整を行いたい場合には、J S A（又は経済産業省担当窓口）と相談してください。

## 4. 原案作成に当たっての留意点

原案作成に当たっては以下の各項目について十分検討し、原案作成委員会としてコンセンサスの得られたものとしてください。

### (1) 技術的内容について

作成を予定している原案は、次の全ての事項を満足するようにしてください。

- ・標準化すべき内容及び目的を明確にし、目的に対して必要十分な規定内容を含んでいること。
- ・原案は産業標準として統一すべき内容を含んでおり、その規定内容については現在の技術水準からみて妥当な水準であること。
- ・対応国際規格の有無の調査を行い、国際規格が存在する場合又はその仕上がり目前である場合には、これを基礎として原案作成を行うこと。「J I S 原案が国際規格に整合」しているとは対応の程度が I D T（一致）又は M O D（修正）に相当するものであり、M O D の場合はできる限り国際規格との整合を高めることが必要。M O D 又は N E Q（同等でない）の場合は、その内容及び国際規格に整合できない理由を明確にすること。（詳細は別添「J I S と国際規格との整合化について」を参照のこと）
- ・J I S マーク表示認証が想定される規格は、J I S Z 8301 の箇条 33（適合性評価）に適合した規定内容とするとともに、既に J I S マーク表示認証取得者が存在する規格の改正原案を作成する場合には、必要に応じて、「まえがき」に J I S マーク表示認証に係る経過的措置<sup>注 7)</sup>を記載すること。
- ・対応する海外規格等の動向を踏まえたものであること。

- ・単位は、S I 単位を採用すること。
- ・当該 J I S 原案の中及び他の J I S との間で矛盾する規定がないこと。
- ・引用規格は、廃止されていないことを確認すること。
- ・強制法規・公共調達基準との関係を明確にし、矛盾がないことを確認すること。
- ・産業標準の制定・改正が輸入に悪影響を与えないことを確認すること。

注<sup>7)</sup> 経過措置とは、J I S 改正公示後、J I S マーク表示認証事業者等が一定期間、改正前の J I S に基づき J I S マークの表示を行うことができるように措置すること。

【経過措置の記載例】

なお、令和△△年△月△日【改正の日から起算して○月を経過する日】までの間は、産業標準化法第30条第1項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、JIS□ □□□□:XXXX を適用してもよい。

(2) 知的財産権について

特許権及び著作権について、以下の各事項を満足するようにしてください。

- ・特許権等を伴うものか否かに関する調査を実施し、特許権等がある場合は特許権者による非差別かつ合理的条件での通常実施権許諾の声明書提出の了解を得ておくこと。
- ・原案が海外規格（I S O 及び I E C が制定した国際規格を除く。）、その他の著作物を基礎とした場合、著作権に関する著作権者との調整を行うこと。
- ・原案作成することによって新たに発生した著作権の扱いについて明確にすること。

(3) 原案の様式について

原案の様式について、以下の事項を満足するようにしてください。

- ・原案の様式は、JIS Z 8301 に基づいていること。
- ・J I S テンプレートを使用した電子媒体であること。
- ・対応国際規格が存在し、かつ、必要な場合には、対応国際規格との対比表を附属書（参考）として明記すること。
- ・改正に当たっては、通常、規格全体を改正する方式を採用しているが、改正内容が一部に限定される場合など部分改正の方が合理的と判断される場合には、追補による改正も可能。追補による改正を適用するか否かの選択は、原案作成委員会で検討すること。（原案作成プロセスは通常の改正と同様）

5. 申出（標準化等委託事業の場合は、e-JISC による原案提出：以下同じ）前の最終確認

(1) 原本管理

J S A が様式調整を行った原案は、様式調整以降、J S A が原本管理を行います。申出以前に原案の修正を行いたい場合は、原案作成団体等から J S A に対して修正の依頼を行ってください。

(2) 原案作成経過報告書等の最終確認

申出に当たって、原案作成委員会での原案作成経過等をもとに、事前調査表との変更点を確認し、原案作成経過報告書に誤り、漏れ等がないか最終確認を行う。

なお、委託事業及び J S A の公募事業によって実施した案件は、委託事業により J S A が e-JISC<sup>注<sup>8)</sup></sup>での申出の手続きを行いますので(3)に対応ください。

注<sup>8)</sup> e-JISC：J I S の申出から公示（J I S の公開を含む。）までの事務手続き等を行う「産業標準策定システム」のこと。申出の手続きは、産業標準化法施行規則（以下「規則」という。）第2条の2に規定されている。

(3) J S A による確認

申出を行う前に、原案作成経過報告書（意見受付公告原稿を含む。以下「原案作成経過報告書等」という。）をJSAに提出ください。

JSAでは、以下の事項を中心に確認します。確認の結果、記載内容に不備等がある場合は、JSAの指示に従い修正等をしてください

- ・主務大臣に誤りはないか。
- ・制定、改正の別は明記されているか。
- ・制定の場合、原案作成委員会で規格番号について議論されているか
- ・JISマーク表示認証対象のJIS又は強制法規等に引用されているJISの分割制定等による規格番号の変更については、関係者の合意が得られているか。
- ・制定・改正の理由（必要性）及び期待効果並びに規定項目（制定の場合）又は改正する箇所と要点は、他箇所の記述との矛盾がないか。
- ・法第2条の該当事項、国家標準とすることの妥当性の判断基準等に誤りはないか。
- ・原案作成委員会は、実質的な利害関係を有する各グループ〔生産者等、使用・消費者及び中立者（必要に応じて販売者）〕に属する者の参加を求め、その構成に問題がないか。
- ・関連する強制法規、公共調達基準などがある場合、又はJISマーク表示認証が想定される場合、関係する法令又は物資の所管官庁の担当部署、JISCBA等が原案作成委員会の委員又は関係者として参加しているか。
- ・対応国際規格がある場合は、国際規格と整合しているか。整合していない場合、その箇所及び理由が示されており、他箇所の記述との矛盾がないか。
- ・輸入に悪影響を及ぼさない理由は、他箇所の記述との矛盾がなく適切か。
- ・原案作成委員会に外国人又は外資系企業は参加しているか。（必要な場合）
- ・生産・輸出入の統計は明記されているか。（市場適合性に関する判断基準として、関連する生産統計等によって、市場における流通を確認する場合、又は将来において新たな市場獲得を予想する場合）
- ・既存JISとの重複はないか。
- ・特許権等を伴うものか否かに関する調査を実施し、特許権等がある場合は特許権者による非差別かつ合理的条件での通常実施権許諾の声明書の提出の了解を得て添付しているか。
- ・原案が海外規格（ISO及びIECを除く。）その他他者の著作物を基礎としたり、転載などをした場合、著作権に関する著作権者との調整を行っているか。

## 6. 申出【e-JISCを經由した主な手続きについて記載】

なお、JSAの公募事業及び経済産業省の標準化委託事業は、JSAへの委託事業により、JSAが申出の手続きを実施する。

### 6-1 事前登録及び申出

#### (1) 識別番号・暗証番号取得のための事前登録（初回のみ）

識別番号及び暗証番号が必要となるため、あらかじめ「電子情報処理組織使用申請

書」の様式<sup>注 9)</sup>に基づき経済産業大臣宛に提出してください。提出は、担当窓口に直接提出するか又は郵送してください。登録は随時受け付けています。登録後、必要に応じて識別番号及び暗証番号を提出者宛通知します。

注 9) 「電子情報処理組織使用申請書」の様式：<https://www.jisc.go.jp/jis-act/proposal.html>

## (2) 留意事項

J I S 原案の申出は、J I S C の W E B サイトから入手できる申出様式（産業標準の制定等に係る申出書及び説明資料など）に必要な事項を入力の上、J I S 原案とともに e-JISC を介して提出することになります [e-JISC の利用に当たっては上記 (1) で通知を受けた識別番号及び暗証番号が必要]。主務大臣は、申出が必要要件を満たしていると認めるとき受理し、その旨申出人宛てに電子メールにて通知します。

さらに、「日本産業規格制定・改正等に関する特許権等の扱いに係る声明書」（必要な場合）、及び「日本産業規格制定・改正案及び同規格に係る著作権の扱いに関する確認書」を別途、J I S 担当部署に送付していただきます。

申出書の基本要件は、以下のとおりです（規則第2条）

- ・ 申出人の住所及び氏名（又は名称）は明記されているか。
- ・ J I S 原案の名称、及び制定、改正又は廃止の別は明記されているか。
- ・ 制定、改正又は廃止の理由は明記されているか。
- ・ 原案作成経過報告書等の内容が適切に記載されているか [又は、原案作成までの経過又は議事録（制定又は改正の場合）は添付されているか。]
- ・ 申出人の職業、業務内容（団体の場合は、その団体の目的及び業務内容並びに構成員の氏名又は名称）の資料は添付されているか（6-1(1)が手続未了の場合のみ）。

また、説明資料は、J I S C での審議に必要な情報を得ることを目的としています。

## (3) 原案作成委員に関する個人情報の保護について

申出書類に添付する原案作成委員会の委員会名簿は、個人情報の保護の観点から、全ての委員に対して、この委員会名簿が J I S C 審議で配布され、J I S C の W E B ページで公表されることについて同意する旨を確認し、その結果を『原案作成委員に関する個人情報の保護について』に記載し、申出書類に添付してください。

なお、全ての委員の同意が得られない場合は、原則として、委員会名簿を J I S C の W E B ページで公表はいたしません。

## 7. 申出後のフォローアップ

### (1) 意見受付公告

申出受理後、W T O / T B T 協定に基づく意見受付公告を行います（原則として60日間）。原案作成団体等には、意見受付公告に基づく、意見等への対応、必要に応じて原案の変更等の検討をお願いします。

### (2) J I S C 審議

J I S C 審議において、専門委員会への出席又は J I S C 委員等からの意見への対応（必要に応じて原案の変更等の検討）をお願いします。また、申出後に原案を修正する必要がある場合は、J S A にご相談ください。J S A は、J I S 担当課室と相談し、J I S 担当課室の判断の下で原本を修正します。

### (3) J I S 制定・改正後の質問等

J I Sに関して、直接又はJ S A若しくはJ I S担当課室を通じて寄せられた質問に対して回答をお願いいたします。質問は、技術的内容から経緯等多岐にわたる質問が寄せられますので、制定・改正等に関する一連の資料については、原案作成団体において保管してください。

(4) 5年見直し

J I Sは、最新の公示から5年を経過する前までに見直しを行い、確認、改正又は廃止をしなければならないことになっています（法第17条）。現在、委託事業に基づき、J S Aが見直し期限の前年度に調査を行いますので、この調査に対応するとともに、J I Sの制定・改正後は、市場・技術動向等を踏まえつつ当該J I Sが適切な内容を維持するよう、計画的な維持管理を行ってください。

## II. TS・TRの原案作成

### 1. TS・TRの検討を始める前に

TS・TRの概要は、以下のとおりです。

#### ①標準仕様書(TS/タイプI)

JISの制定に係るJISC審議の結果、国が主体的に取り組むべき重点規格に該当せず、かつ、市場適合性の有無等が確認できないことなどから、JIS制定へのコンセンサスが得られなかったが、将来JIS制定への可能性があるると判断され、標準仕様書(TS)として公表する標準文書。

#### ②標準仕様書(TS/タイプII)

法第3条第2項に基づく標準仕様書の公表等に係るJISC審議の結果、当該事案が、技術的に開発途上にあることなどから、現時点でコンセンサスの形成が困難であることが認められる場合において、将来JIS制定への可能性があるると判断され、標準仕様書(TS)として公表する標準文書。

#### ③標準報告書(TR)

法第3条第2項に基づく標準報告書の公表等に係るJISC審議の結果、JISとは異なる種類の標準に関連する文書として、標準化の推進に資すると判断され、標準報告書(TR)として公表する標準文書。

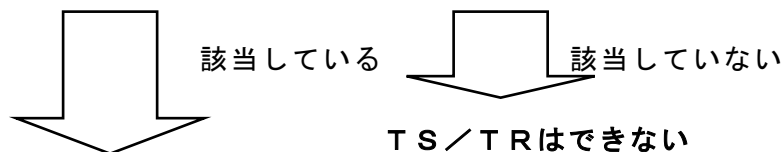
本マニュアルでは、TS(タイプII)及びTR(以下「TS/TR」という。)の原案作成について記載します。

#### 1-1 TS/TRとしての要件確認

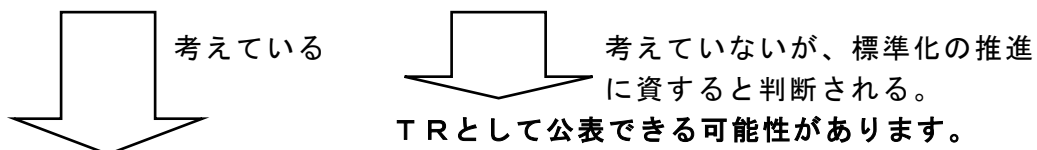
TS/TRの原案作成を始める前に、作成しようとしている原案について、以下の手順でTS/TRとして適当か否かを確認してください。

##### (1) 法に適合しているか

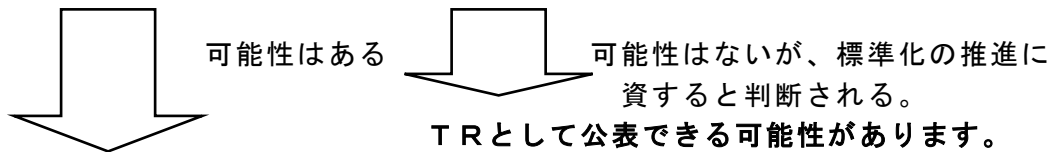
作成を予定している原案で、標準化しようとしている事項が、法第2条に掲げる事項のいずれかに該当していることが必要です(P3~4参照)。



##### (2) 将来JIS制定を考えているか



(3) 想定される利害関係者に対して、コンセンサスの形成を行う可能性はあるか



TSとして公表できる可能性があります。

## 1-2 知的財産権の扱い

JISにおける知的財産権の扱いと同様です。TS/TR原案作成を開始する前に、知的財産権の取扱いについて合意できるかどうかを確認してください。

## 2. 検討体制を整備するに当たって

JIS原案作成のような検討を行うことを求めています。TS(タイプII)の原案作成においては、想定される利害関係者からなる委員会を構成することにより、将来、JIS制定のコンセンサスを得るために必要な事項を明らかにし、また、円滑にJIS原案作成委員会を設置することが可能です。

また、既存の原案作成委員会を活用して検討を行うことも、将来、JIS制定のコンセンサスを得るために必要な事項を明らかにする上で有効です。

## 3. 原案作成に当たっての留意点

原案作成では以下の各項目について十分検討してください。

### (1) TS/TR原案の技術的内容について

TSについては、JISと同様ですが、コンセンサス形成が困難であった事項を明確にしておくこと。

### (2) TS/TR原案の体裁について

- ・TS原案の体裁は、JIS Z8301に基づき、JIS原案作成用テンプレートを使用した電子媒体であること。
- ・TR原案の体裁は、JIS Z8301を参照し、規格の基本的構成要素(まえがき、適用範囲等)を合わせた体裁の電子媒体であること。

### (3) 知的財産権について

JISにおける知的財産権の留意点と同様です。

## 4. e-JISCに入力する説明資料の最終確認(経済産業省が主務大臣となるものに限る。)

原案作成団体は、提案をしようとするとき(経済産業省標準化委託事業の場合は、e-JISCでの申出前)に原案作成経過報告書等をJSAに提出してください。

JSAにおいて以下の内容を確認するとともに、経済産業省においても申出内容の確認を行います。JSA及び経済産業省から指摘された事項について、原案作成団体は、原案作成経過報告書等に反映し、e-JISCへの入力をお願いします。

- ・主務大臣は誰か。
- ・公表、継続、改正又は廃止の別は明記されているか。
- ・公表、継続、改正又は廃止の必要性、及び記載項目又は主な改正点は適切か。
- ・公表の主旨は適切か。
- ・特許権等を伴うものか否かに関する調査を実施し、特許権等がある場合は特許権者による非差別かつ合理的条件での通常実施権許諾の声明書の提出の了解を得て添付しているか。



るか。

- ・ T S / T R 原案が海外規格（ I S O 及び I E C が制定した国際標準仕様書及び国際標準報告書を除く。）その他の著作物を基礎としたり、転載などをした場合、著作権に関する著作権者との調整を行っているか。
- ・ T S / T R 原案を作成することによって新たに発生した著作権の扱いについて明確にしているか。
- ・ T S の公表にあつては、当該原案が、利害関係人の意見を踏まえた上で、将来 J I S 制定への可能性があるものの、現時点では、 J I S 制定のコンセンサスの形成が困難であることが認められる説明がされているか（原案作成委員会により議決された場合は、その旨を記載すればよい。）。
- ・ T S の継続にあつては、公表期間中、 J I S 制定へのコンセンサス形成に向けて行った事項及び現状が説明されているか。

## 5. 提案をする

ここでは、e-JISC を経由した提案の主な手続きについて記載します。

### (1) 事前登録と提案

J I S における事前登録と同様です。 J I S で既に事前登録している場合は、事前登録は不要です。

提案書は、以下の点を確認してください。

- ・ 申出人の住所及び氏名（又は名称）は明記されているか。
- ・ T S / T R 原案の名称、及び公表、継続、改正又は廃止の別は明記されているか。
- ・ T S 又は T R の別
- ・ 公表、継続、改正又は廃止の理由は明記されているか。
- ・ 原案作成までの経過は添付されているか。

### (2) 原案作成委員に関する個人情報の保護について

提案する際、原案作成委員会の構成を記載する場合、 J I S における取扱いと同様です。

## 6. 提案後のフォローアップ

### (1) J I S C 審議

提案受付後、公表までの手続きの中で、 J I S C 審議への委員会出席、委員等からの質疑への対応（必要に応じて原案の修正）をお願いする場合があります。

### (2) T S / T R 公表・継続・改正後

T S / T R に関して、直接又は J S A 若しくは J I S 担当課室を通じて寄せられた質問に対して回答をお願いいたします。質問は、技術的内容から経緯等多岐にわたる質問が寄せられますので、公表・継続・改正の一連の資料については、提案者において保管してください。

T S は、公表後 3 年以内に見直しを行い、原則として J I S 化するなどの手続き（必要に応じて、改正、3 年の延長又は廃止が可能）が必要ですので、公表期間中は、 J I S 化に際してのコンセンサス形成に努めてください。 T R は、原則として公表後 5 年をもって廃止します。